

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

兵庫県障害福祉審議会不服審査部会
会長 宮田 広善

兵庫県障害福祉審議会不服審査部会の開催結果について（答申）

令和3年11月30日付けで諮問がありました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条の規定に基づく処分に係る審査請求（R1-3号）について、下記のとおり答申します。

記

1 審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

- (1) 審査請求人が社会参加をする中で、さらに困り事が出てきており、もっとサポートがあればもっとできるという思いは理解できる。
- (2) 一方で、脊椎損傷及び高次脳機能障害の症状が進んでいるとは言えず、24時間の見守りが必要とまでは認められない。
- (3) 処分庁は、非定型分の状況等を勘案して支給決定しており、手続として問題ない。